

## 姫路市基本地形図及び空中写真の提供並びに空中写真の閲覧に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、工事技術検査室において所管する本市の基本地形図（以下「基本地形図」という。）及び空中写真の提供並びに空中写真の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本地形図 別表第1に掲げる地図をいう。
- (2) 空中写真 別表第2に掲げる写真をいう。

### (閲覧)

第3条 工事技術検査室において、空中写真を備え付け、市民等に閲覧させるものとする。

### (閲覧の費用)

第4条 前条の閲覧に係る費用は、無償とする。

### (提供)

第5条 基本地形図及び空中写真の提供を受けようとする者の申請に基づき、工事技術検査室において基本地形図及び空中写真を提供するものとする。

### (基本地形図の提供の方法)

第6条 基本地形図の提供の方法は、別表第1に掲げる記録内容を用紙に出力したものとす。

2 前項の規定にかかわらず、基本地形図の提供は、当該提供の申請に係る利用が、国又は地方公共団体の職員がその業務に利用する場合又は教育機関が学術研究に利用する場合であり、かつ、営利を目的とした利用でない場合に限り、当該提供の申請に係る基本地形図の電磁的記録を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により行うことができる。

### (空中写真の提供の方法)

第7条 空中写真の提供の方法は、当該提供の申請に係る利用が、国又は地方公共団体の職員がその業務に利用する場合又は教育機関が学術研究に利用する場合であり、かつ、営利を目的とした利用でない場合に限り、当該提供の申請に係る空中写真の電磁的記録を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により行うことができる。

(縮尺)

第8条 第6条第1項の規定により基本地形図を用紙に出力する場合の縮尺は、別表第1に定める縮尺とする。ただし、当該提供の申請に係る利用が国又は地方公共団体の職員がその業務に利用する場合、又は工事技術検査室長が適当と認める場合は、この限りでない。

(提供の費用)

第9条 基本地形図及び空中写真の提供に係る費用は、第6条第1項の規定による提供にあつては、別表第1に定める金額とし、同条第2項及び第7条の規定による提供にあつては、無償とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか基本地形図及び空中写真の提供並びに空中写真の閲覧に関し必要な事項は、工事技術検査室長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第6条、第8条、第9条関係）

基本地形図

区分	種類	区域	縮尺	規格	形式	金額
基本地形図	地形図	姫路市 全域	2,500分の 1	電磁的 記録	各縮尺をA0用 紙に出力した もの	500円／ 面
			5,000分の 1			
			10,000分の 1			
			2,500分の 1		各縮尺をA3用 紙に出力した もの	100円／ 面
			5,000分の 1			
			10,000分の 1			
			10,000分の 1			

別表第2（第2条関係）

## 空中写真

撮影年度	縮尺	形式	種別
昭和33年度	15,000分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	セピア
昭和43年度	15,000分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和46年度	15,000分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
	25,000分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	セピア(一部白黒)
昭和48年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和49年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和50年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和51年度	7,000分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和52年度	8,000分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和53年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和54年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和55年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和56年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和57年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和58年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和59年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	白黒
昭和60年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	カラー
昭和61年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	カラー
昭和62年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	カラー
平成元年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	カラー
平成2年度	12,500分の1	密着焼印画(23cm×23cm)	カラー

	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 3 年度	12,500 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 5 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 6 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
	4,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 7 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 8 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 9 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 10 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 11 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 12 年度	8,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 13 年度	10,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 14 年度	4,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	白黒
平成 15 年度	10,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 16 年度	10,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 17 年度	10,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 18 年度	10,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 19 年度	10,000 分の 1	密着焼印画 (23cm × 23cm)	カラー
平成 20 年度	6,000 分の 1	デジタル画像印画 (29.7cm × 16.5cm)	カラー
平成 21 年度	8,000 分の 1	デジタル画像印画 (24.3cm × 13.4cm)	カラー
平成 22 年度	6,667 分の 1	デジタル画像印画 (25.0cm × 13.8cm)	カラー
平成 23 年度	7,000 分の 1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー
平成 24 年度	9,300 分の 1	デジタル画像印画 (29.7cm ×	カラー

		21.0cm)	
平成25年度	5,500分の1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー
平成26年度	6,500分の1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー
平成27年度	6,000分の1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー
平成28年度	7,779分の1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー
平成29年度	10,000分の1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー
平成30年度	9,400分の1	デジタル画像印画 (29.7cm × 21.0cm)	カラー